令和８年（フ）第５８２号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番６―202号
破産者　佐藤　太一
１　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
２　一般調査期日　令和８年11月４日午前11時30分
令和８年８月25日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１１０１号
札幌市厚別区青葉町14丁目７番５号
破産者　街道　朋子
１　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
２　一般調査期日　令和８年10月14日午前10時
令和８年８月25日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３号
北海道旭川市５条通15丁目1585番地の１　コロナード５条802
破産者　山下　陽一
１　破産債権の届出期間　令和８年９月28日まで
２　一般調査期日　令和８年11月５日午後２時20分
令和８年８月26日　　旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２３７７号
横浜市泉区和泉中央北５丁目15番１―205号
破産者　株式会社ＡＴＮ
１　破産債権の届出期間　令和８年９月28日まで
２　一般調査期日　令和８年12月２日午前11時50分
令和８年８月26日
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６６号
大阪府枚方市招提東町１丁目40番１―105号
破産者　伊藤　儀之
１　破産債権の届出期間　令和８年９月30日まで
２　一般調査期日　令和８年11月９日午後２時50分
令和８年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６６５号
愛知県みよし市三好丘桜三丁目１番地14
破産者　古田　勝經
１　破産債権の届出期間　令和８年10月13日まで
２　一般調査期日　令和８年11月24日午後３時30分
令和８年８月25日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第９号
高知県高岡郡越知町片岡1660番地１（前住所高知県高岡郡越知町越知甲2484番地３）
破産者　加藤　朋生
１　破産債権の届出期間　令和８年10月13日まで
２　一般調査期日　令和８年11月25日午後２時
令和８年８月26日　高知地方裁判所須崎支部

令和７年（フ）第１１４号
山口市下小鯖1171番地104
破産者　原　　拓海
１　破産債権の届出期間　令和８年10月15日まで
２　一般調査期日　令和８年12月11日午前11時
令和８年８月26日
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和７年（フ）第１４７号
宮崎県都城市天神町16街区16号、前住所宮崎県都城市広原町３号12番地　フローリッシュ広呂原501号
破産者　興梠　大輔
１　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
２　一般調査期間　令和８年10月28日から令和８年11月４日まで
令和８年８月26日　宮崎地方裁判所都城支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第４２号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原1045番地１
破産者　株式会社日昇
異議申述期間　令和８年10月６日まで
令和８年８月25日　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４３号
宮崎県小林市堤2851番地13
破産者　松山　　努
異議申述期間　令和８年10月６日まで
令和８年８月25日　宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００１号
鳥取市商栄町203番地22
清算株式会社　株式会社マルシン
代表清算人　小山　佳宏
１　決定年月日　令和８年８月２０日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第１４号
岡山市中区倉益２１４番地１
清算株式会社　せとうちロジスティクスサービス株式会社
代表清算人　　西村　憲一
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３０１５号
大阪市福島区福島５丁目13番18号
清算株式会社　三協エンジニアリング株式会社
代表清算人　濱﨑　哲雄
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第１号
兵庫県伊丹市森本八丁目85番地
清算株式会社　株式会社協和精機製作所
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１．本協定における協定債権者は以下記載の10名である。
①　株式会社みなと銀行
②　尼崎信用金庫
③　岡山債権回収株式会社
④　株式会社紀陽銀行
⑤　株式会社池田泉州銀行
⑥　株式会社南都銀行
⑦　株式会社阿波銀行
⑧　北おおさか信用金庫
⑨　株式会社日本政策金融公庫
⑩　兵庫県信用保証協会
２．各協定債権者は、清算株式会社を含む協和精機製作所グループ各社（清算株式会社、株式会社グローバリーテックジャパン及び株式会社協和モールド）と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した2023年10月26日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、各協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。
３．清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における非保全残高の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以　上
神戸地方裁判所伊丹支部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県川西市東多田二丁目24番21号
清算株式会社　株式会社グローバリーテックジャパン
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１．本協定における協定債権者は以下記載の５名である。
①　株式会社みなと銀行
②　尼崎信用金庫
③　岡山債権回収株式会社
④　株式会社日本政策金融公庫
⑤　兵庫県信用保証協会